

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、児童福祉法で規定する、市町村が条例で定めなければならない放課後児童クラブの設備及び運営についての基準であることを示している。

【解説】

大和市内で放課後児童クラブを実施する際は、設備及び運営に関する基準を守る必要があることを示している。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）において使用する用語の例による。

【趣旨】

本条は、この条例について使用する用語の意義について定めたものである。

(最低基準の目的)

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

【趣旨】

本条は、この条例で定める基準の目的を定めたものである。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定により設置された大和市子ども・子育て会議の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、市長が放課後児童クラブ事業者に対し、勧告することができることを定めたものである。また、市は、最低基準を常に向上させるように努める旨を定めたものである。

**【解説】**

(1)市長は、放課後児童クラブ事業者に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる」と定めている。なお、勧告に当たっては、大和市子ども・子育て会議の意見を聴くものとしている。

(2)市は、最低基準を常に向上させる努力義務を負うことを定めている。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第5条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

**【趣旨】**

本条は、放課後児童クラブ事業者は、常にその設備及び運営について向上させる義務を負うことを定めたものである。

**【解説】**

放課後児童クラブ事業者は、設備及び運営について常に向上させる義務を負うほか、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

**【趣旨】**

本条は、放課後児童クラブの目的と一般原則を定めるものである。

**【解説】**

(1)放課後児童クラブは、保護者の就労や疾病等により、放課後等に家庭において健全な育成を受けられない小学生を対象とし、発達段階に応じた主体的な遊びや生活習慣を身に付けることが可能となるよう、児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

(2)放課後児童クラブ事業者は、利用者の人権に十分配慮し、人格を尊重しなければならない。

(3)放課後児童クラブ事業者は、地域社会との交流や連携を図るとともに、児童の保護者や地域社会に対して、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

(4)放課後児童クラブ事業者は、運営の内容について自己評価をし、その結果を公表するよう努めなければならない。

(5)放課後児童クラブ事業所の構造設備は、利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(設備及び運営に関する最低基準)

第7条 最低基準は、第3条から前条までの規定に適合するよう規則で定める。

【趣旨】

本条は、設備及び運営に関する最低基準を規則で定めることを示すものである。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、条例の施行に必要な事項は規則で定めることを示すものである。